同等品で対応される場合の手続きについて

各業者様

入札仕様書等で「同等品可」と表示のある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下、「同等品」という）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品認定を受けて下さい。

１　同等品の定義

　　　同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものをいいます。

２　同等品認定の方法

同等品の認定を受けようとされる方は、発注課が指定する日時までに、「同等品事前確認票」（別添）に次の資料等（カタログ・価格等の資料（コピー可））を添付の上、指定する日時までに発注課の担当へ提出してください（ＦＡＸ可）。

３　同等品可否決定の通知

指定する日時までに提出された「同等品事前確認票」については、同確認票の「確認印」欄に、認定の場合は担当者の印を、不認定の場合は「否」の文字を記入して返送（ＦＡＸ）することにより通知します。

なお、審査結果が同等品事前確認票の提出期限の翌日までに通知が届かない場合は、発注課に確認してください。

４　同等品確認後の公表

　　　同等品と確認された物品については全参加者に通知（ＦＡＸ）します。

　　　なお，期限までに同等品事前確認票の提出が無かった場合は，何も通知いたしま

せんので，同等品事前確認票の提出期限の翌日中に通知が無ければ同等品認定の申

請が無かったと判断してください。

**同等品事前確認票**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物　　件　　名 |  | | |
| 入札(見積)日時 | 令和　　　年　　　月　　　日  午前 ・ 午後　　　時　　　分 | 発注課 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　名 | 基　　準　　品 | 同等品候補 | 確認印 |
| メーカー・品番・規格等 | メーカー・品番・規格等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

上記同等品候補の確認をお願いします。

令和　　年　　月　　日

所　在　地

商号・名称

代表者氏名

（担当者：　　　　　　　　　　　　　　　）

ＦＡＸ番号

* 「品名」「基準品」欄には、入札仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください。（基準品を示していない場合は、「基準品」欄は未記入）
* 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等を記入してください。（同等品候補が複数あっても構いません）
* 「確認印」欄は、審査の結果同等品と認定の場合は担当者の印を、不認定であれば「否」と記入してお返しします。（ＦＡＸ送付）
* 「同等品可」とされた物品について同等品にて応札される場合は、必ずこの確認票により事前認定を受けてください。